

平成 28 年 6 月 30 日

〒399-8211

長野県安曇野市堀金烏川5064-7

(協)中央経友会 御中

首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

大口・多頻度割引に関する営業規則改正のお知らせ

平素より、大口・多頻度割引をご利用いただき誠にありがとうございます。

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下「高速道路6会社」という。)は、車両制限令違反の更なる抑止を目的として、徹底した取り締まりと合わせ、平成28年10月1日より車両制限令違反者に対する高速道路6会社各々の大口・多頻度割引制度の適用等を変更することとしました。(変更内容につきましては、裏面「車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の変更について」をご参照ください。)

首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下「高速道路3会社」という。)は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が定めるETCコーポレートカード利用約款(以下「利用約款」という。)第16条第5項により、割引の有無、適用条件、適用方法及び算出方法等をそれぞれ定めるものとされています。

平成28年10月1日に車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等を変更するため、本年4月に利用約款の改正について、お客様各位にお知らせされたところですが、あわせて、高速道路3会社では営業規則を改正しました。

改正の内容につきましては、別添の営業規則改正箇所(抜粋)をご確認ください。また、改正後の営業規則につきましては、各社のホームページにも掲載します。

お客様が事業協同組合の場合は、組合員様にも周知いただきますようお願いいたします。

■改正

- ・首都高速道路営業規則
- ・阪神高速道路営業規則
- ・本州四国連絡道路営業規則

■施行日

平成28年10月1日

<お問い合わせ先>

首都高速道路(株) 営業企画部 営業企画課 TEL: 03-3539-9334

阪神高速道路(株) 営業部 営業管理課(名賀・谷) TEL: 06-6252-8121

本州四国連絡高速道路(株) 神戸管理センター 管理営業課 TEL: 078-709-1596

(受付時間: 土日祝日及び年末年始期間を除く 9:30~17:00)

阪神高速道路営業規則 改正箇所（抜粋）

現行	改正後
<p>第5章 割引制度の適用</p> <p>(割引制度の適用)</p> <p>第20条 法第25条第1項の規定により当社が公告した阪神高速道路の料金の割引制度の適用に当たっては、当該公告及び次条から第23条までに定めるところにより取り扱います。ただし、利用者が次の各号に該当する場合は、当該公告及び次条から第23条までの規定にかかわらず、割引制度を適用しないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none">一 第9条第1項及び第2項に定める通行の方法を遵守しない場合二 第32条に定める不正通行に該当する場合	<p>第5章 割引制度の適用</p> <p>(割引制度の適用)</p> <p>第20条 法第25条第1項の規定により当社が公告した阪神高速道路の料金の割引制度の適用に当たっては、当該公告及び次条から第23条までに定めるところにより取り扱います。ただし、利用者が次の各号に該当する場合は、当該公告及び<u>第21条</u>から第23条までの規定にかかわらず、割引制度を適用しないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none">一 第9条第1項及び第2項に定める通行の方法を遵守しない場合二 第32条に定める不正通行に該当する場合 <p><u>(事業者向け大口・多頻度割引)</u></p> <p><u>第20条の2 前条ただし書に定めるもののほか、当社は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」といいます。）のいずれかの会社からETCの利用を前提とした事業者向け大口・多頻度割引のために貸与されたETCカード（以下「コーポレートカード」といいます。）を利用する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、三会社から当該コーポレートカードの利用を承認された個人又は法人（事業協同組合を含みます。以下「契約者」といいます。）に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のコーポレートカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、コーポレートカードを利用する者が所属する事業協同組合の組合員のコーポレートカードの全部について行うものとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none">一 <u>阪神高速道路において、コーポレートカードを、当該カード上に表示された車両以外の車両に使用したとき。（三会社がコーポレートカードの利用について規定するETCコーポレートカード利用約款（以下「利用約款」といいます。）第10条の2第3項の定めに従い再発行仮カードを利用した場合及び利用約款第28条の2第4項の定めに従い既に貸与されている旧車両のコーポレートカードを一時的に利用した場合を除きます。）</u>二 <u>阪神高速道路において、コーポレートカードを、その利用する者以外の者に利用させたとき。</u>三 <u>阪神高速道路において、コーポレートカードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。</u>

四 当社、三会社、首都高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が管理するいずれかの道路において車両制限令（昭和36年政令第265号）に違反して六会社のいずれかから警告を受け、当該警告を受けたときから3月以内に六会社が管理するいずれかの道路において再び車両制限令に違反したとき。

五 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたとき。

六 コーポレートカードを利用する者として不適当な行為をしたと当社が認めたとき。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のコーポレートカードの全部について割引を停止するものとします。ただし、三会社が、利用約款第24条第1項第3号から第5号までに掲げるいずれかの事由（いずれもが利用約款第23条第1項第4号又は第5号に該当する場合に限ります。）に該当することにより、事業協同組合のコーポレートカードの全部について割引を停止したときは、当社は、警告を行うことなく、三会社と同条件の割引停止を行うものとします。

一 契約者が、前項の定めにより、コーポレートカードの一部について割引を停止されている場合で、当該割引停止の期間中に、コーポレートカードを利用する者が同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。

二 契約者が、前項に基づく警告を受けたときで、当該警告を受けた日から遡って過去2年間に、同項の定めに基づく警告を既に2回受けているとき。

三 契約者の代表者及びこれに準ずる者が前項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又はコーポレートカードを利用する者が、契約者の故意又は重過失により、当該各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

四 契約者が、契約者として不適当な行為をしたと当社が認めたとき。

3 当社は、阪神高速道路において、コーポレートカードを利用する者又は契約者に前2項各号に該当する事由が生じた場合は、三会社、首都高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社に当該事由の発生に関する通知を行うことがあります。

4 割引適用算定の基準となる阪神高速道路の毎月の利用額について、第1項及び第2項により割引停止の処分を受けているコーポレートカードの利用額は含みません。

首都高速道路営業規則 改正箇所（抜粋）

現行	改正後
<p>第4章 割引制度</p> <p>(割引制度の適用)</p> <p>第16条 法第25条第1項の規定により当社が公告した首都高速道路の料金の割引制度の適用に当たっては、当該公告及び次条から第19条に定めるところにより取り扱います。ただし、利用者が次の各号に該当する場合は、当該公告及び次条から第19条の定めにかかわらず、割引制度を適用しないことがあります。</p> <p>一 第8条及び第9条に定める通行方法によらない場合</p> <p>二 第27条に定める不正通行に該当する場合</p>	<p>第4章 割引制度</p> <p>(割引制度の適用)</p> <p>第16条 法第25条第1項の規定により当社が公告した首都高速道路の料金の割引制度の適用に当たっては、当該公告及び次条から第19条に定めるところにより取り扱います。ただし、利用者が次の各号に該当する場合は、当該公告及び次条から第19条の定めにかかわらず、割引制度を適用しないことがあります。</p> <p>一 第8条及び第9条に定める通行方法によらない場合</p> <p>二 第27条に定める不正通行に該当する場合</p> <p><u>第16条の2 前条ただし書に定めるもののほか、当社は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」といいます。）のいずれかの会社からETCの利用を前提とした事業者向け大口・多頻度割引のために貸与されたETCカード（以下「コーポレートカード」といいます。）を利用する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、三会社から当該コーポレートカードの利用を承認された個人又は法人（事業協同組合を含みます。以下「契約者」といいます。）に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のコーポレートカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、コーポレートカードを利用する者が所属する事業協同組合の組合員のコーポレートカードの全部について行うものとします。</u></p> <p><u>一 首都高速道路において、コーポレートカードを、当該カード上に表示された車両以外の車両に使用したとき。（三会社がコーポレートカードの利用について規定するETCコーポレートカード利用約款（以下「利用約款」といいます。）第10条の2第3項の定めに従い再発行仮カードを利用した場合及び利用約款第28条の2第4項の定めに従い既に貸与されている旧車両のコーポレートカードを一時的に利用した場合を除きます。）</u></p> <p><u>二 首都高速道路において、コーポレートカードを、その利用する者以外の者に利用させたとき。</u></p> <p><u>三 首都高速道路において、コーポレートカードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。</u></p> <p>四 当社、三会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が管理するいずれかの高速道路において、車両制限令（昭</p>

和 36 年政令第 265 号) に違反して六会社のいずれかから警告を受け、当該警告を受けたときから 3 月以内に六会社が管理するいずれかの道路において再び車両制限令に違反したとき。

五 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたとき。

六 コーポレートカードを利用する者として不適当な行為をしたと当社が認めたとき。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1 年以内の期間を定めて、契約者のコーポレートカードの全部について割引を停止するものとします。ただし、三会社が、利用約款第 24 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げるいずれかの事由（いずれもが利用約款第 23 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当する場合に限り、）に該当することにより、事業協同組合のコーポレートカードの全部について割引を停止したときは、当社は、警告を行うことなく、三会社と同条件の割引停止を行うものとします。

一 契約者が、前項の定めにより、コーポレートカードの一部について割引を停止されている場合で、当該割引停止の期間中に、コーポレートカードを利用する者が同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。

二 契約者が、前項に基づく警告を受けたときで、当該警告を受けた日から遡って過去 2 年間に、同項の定めに基づく警告を既に 2 回受けているとき。

三 契約者の代表者及びこれに準ずる者が前項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又はコーポレートカードを利用する者が、契約者の故意又は重過失により、当該各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

四 契約者が、契約者として不適当な行為をしたと当社が認めたとき。

3 当社は、首都高速道路において、コーポレートカードを利用する者又は契約者に前 2 項各号に該当する事由が生じた場合は、三会社、阪神高速道路株式会社及び本四高速連絡高速道路株式会社に当該事由の発生に関する通知を行うことがあります。

4 割引適用算定の基準となる首都高速道路の毎月の利用額について、第 1 項及び第 2 項により割引停止の処分を受けているコーポレートカードの利用額は含みません。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

本州四国連絡道路営業規則 改正箇所（抜粋）

現 行	改 正 後
<p>(大口・多頻度割引)</p> <p>第 28 条 大口・多頻度割引の適用は、ETC コーポレートカード利用約款により取り扱います。</p> <p>(新設)</p>	<p>(大口・多頻度割引)</p> <p>第 28 条 大口・多頻度割引の適用は、ETC コーポレートカード利用約款（以下「<u>コーポレートカード約款</u>」といいます。）により取り扱います。</p> <p><u>第 28 条の 2 第 26 条ただし書に定めるもののほか、</u> 当社は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「<u>三会社</u>」といいます。）のいずれかの会社から ETC の利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために貸与された ETC カード（以下「<u>コーポレートカード</u>」といいます。）を利用する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、三会社から当該コーポレートカードの利用を承認された個人又は法人（事業協同組合を含みます。以下「<u>契約者</u>」といいます。）に対して警告を行うとともに、1 年以内の期間を定めて、契約者のコーポレートカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、コーポレートカードを利用する者が所属する事業協同組合の組合員のコーポレートカードの全部について行うものとします。</p> <p><u>一 本四道路において、コーポレートカードを、当該カード上に表示された車両以外の車両に使用したとき。（三会社がコーポレートカードの利用について規定するコーポレートカード約款第 10 条の 2 第 3 項の定めに従い再発行仮カードを利用した場合及びコーポレートカード約款第 28 条の 2 第 4 項の定めに従い既に貸与されている旧車両のコーポレートカードを一時的に利用した場合を除きます。）</u></p> <p><u>二 本四道路において、コーポレートカードを、その利用する者以外の者に利用させたとき。</u></p> <p><u>三 本四道路において、コーポレートカードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。</u></p> <p><u>四 当社、三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社（以下「<u>六会社</u>」といいます。）が管理するいずれかの道路において車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）に違反して六会社のいずれかから警告を受け、当該警告を受けたときから 3 月以内に六会社が管理するいずれかの道路において再び車両制限令に違反したとき。</u></p> <p><u>五 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたとき。</u></p>

現 行	改 正 後
(新設)	<p>六 <u>本四道路の大口・多頻度割引が適用されるコーポレートカードを利用する者として不適当な行為をしたと当社が認めたとき。</u></p> <p>2 <u>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のコーポレートカードの全部について割引を停止するものとします。ただし、三会社が、コーポレートカード約款第24条第1項第3号から第5号までに掲げるいずれかの事由(いずれもがコーポレートカード約款第23条第1項第4号又は第5号に該当する場合に限り、)に該当することにより、事業協同組合のコーポレートカードの全部について割引を停止したときは、当社は、警告を行うことなく、三会社と同条件の割引停止を行うものとします。</u></p> <p>一 <u>契約者が、前項の定めにより、コーポレートカードの一部について割引を停止されている場合で、当該割引停止の期間中に、コーポレートカードを利用する者が同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。</u></p> <p>二 <u>契約者が、前項に基づく警告を受けたときで、当該警告を受けた日から遡って過去2年間に、同項の定めに基づく警告を既に2回受けているとき。</u></p> <p>三 <u>契約者の代表者及びこれに準ずる者が前項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又はコーポレートカードを利用する者が、契約者の故意又は重過失により、当該各号のいずれかに該当する行為をしたとき。</u></p> <p>四 <u>契約者が、本四道路の大口・多頻度割引が適用される契約者として不適当な行為をしたと当社が認めたとき。</u></p>
(新設)	<p>3 <u>当社は、本四道路において、コーポレートカードを利用する者又は契約者に前2項各号に該当する事由が生じた場合は、三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社に当該事由の発生に関する通知を行うことがあります。</u></p>
(新設)	<p>4 <u>割引適用の算定の基準となる本四道路の毎月の利用額について、第1項及び第2項により割引停止の処分を受けているコーポレートカードの利用額は含みません。</u></p>
<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第52条 <u>当社がこの規則に基づき収集した個人情報は、当社が定める個人情報保護規程にしたがって、適切に取扱います。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第52条 <u>当社がこの規則に基づき収集した個人情報は、法令の定めるところにより当社が定める個人情報保護に関する方針にしたがって、適切に取扱います。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成28年10月1日から施行する。</p>